第十九条の九第一項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「第十七条各号」を「第十五条各号」に、「至つた」を「至った」に改め、同条第二項中「登録外国認定機関が」を「登録外国認証機関が」に、「定めて認定」を「定めて認証」に改め、同項第一号中「第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は第十七条の十三」を「第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十七条」に改め、同項第二号中「第十七条の九第二項各号」を「第二十三条第二項各号」に改め、同項第三号中「第十七条の十又は第十七条の十一」を「第二十四条又は第二十五条」に、「応じなかつた」を「応じなかった」に改め、同項第五号中「農林水産大臣が」を「農林水産大臣が」に、「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「認定に」を「認証に」に改め、同項第六号中「農林水産大臣が」を「農林水産大臣が」に、「に登録外国認定機関」を「に登録外国認証機関」に、「認定に」を「認証に」に、「登録外国認定機関の代表者」を「登録外国認証機関若しくはその代表者」に改め、同条第三項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同項第一号中「認定」を「認証」に改め、同項第二号中「認定」を「認証」に、「応じなかつた」を「応じなかった」に改め、同条第四項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条を第三十五条とする。

第十九条の八の見出しを「（登録外国認証機関の登録）」に改め、同条中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「により第十九条の三又は第十九条の四の認定」を「において第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は前条第一項の認証」に、「認定」を「認証」に、「手続に従い」を「ところにより」に改め、同条を第三十四条とする。

第四章第五節の節名を削る。

第十九条の七の見出しを「（認証品質外国取扱業者等の公示）」に改め、同条中「第十七条の五第三項（第十九条の十」を「第十九条第三項（第三十六条」に、「外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者」を「認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小分け業者（以下「認証外国小分け業者」という。）」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第五節　外国における適合の表示

第三十三条　外国取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付することができる。

2　第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第六節　登録外国認証機関

第十九条の五及び第十九条の六を削る。

第十九条の四中「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認証機関の認証」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第十九条の四を第三十一条とする。

第十九条の三の見出しを「（格付）」に改め、同条第一項中「外国製造業者等」を「外国取扱業者」に改め、「ある」の下に「ほ場」を加え、「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認証機関の認証」に、「製造し、加工し、又は輸出する当該認定」を「取り扱う当該認証」に改め、同条第二項中「ほ場」の下に「、工場」を加え、「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認証機関の認証」に、「認定に」を「認証に」に改め、「（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。）」を削り、同条第三項中「登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認証機関の認証」に、「認定に」を「認証に」に改め、「（第二条第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。）」を削り、同条に次の二項を加える。

4　前項の認証を受けた外国流通行程管理者（以下「認証外国流通行程管理者」という。）が他の認証外国流通行程管理者又は認証流通行程管理者から格付の表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、次項において準用する第十条第五項の規定により当該認証外国流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、次項において準用する同条第六項及び第七項の規定を適用する。

5　第十条第四項から第七項までの規定は第一項の認証を受けた外国取扱業者（以下「認証品質外国取扱業者」という。）、第二項の認証を受けた外国生産行程管理者（以下「認証外国生産行程管理者」という。）及び認証外国流通行程管理者について、同条第九項の規定は第一項から第三項までの認証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、並びに同条第六項、第七項及び第九項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第三十条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

第十九条の三を第三十条とする。

第四章第三節及び同章第四節の節名を削る。

第十七条の十五の見出し中「日本農林規格登録認定機関」を「日本農林規格登録認証機関」に改め、同条第一項中「登録認定機関でない者は、日本農林規格登録認定機関」を「登録認証機関でない者は、日本農林規格登録認証機関」に改め、同条第二項中「登録認定機関は」を「登録認証機関は」に、「日本農林規格登録認定機関」を「日本農林規格登録認証機関」に改め、同項に後段として次のように加える。

その登録した農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法についても、同様とする。

第十七条の十五を第二十九条とし、同条の次に次の節名を付する。

第四節　外国における格付

第十七条の十四中「登録認定機関の役員」を「登録認証機関若しくはその役員」に改め、「その」を削り、「であつた」を「であった」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条を第二十八条とする。

第十七条の十三中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条を第二十七条とする。

第十七条の十二第一項中「登録認定機関が第十七条各号」を「登録認証機関が第十五条各号」に、「至つた」を「至った」に改め、同条第二項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に改め、同項第一号中「第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項」を「第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項」に改め、同項第二号中「第十七条の九第二項各号」を「第二十三条第二項各号」に改め、同条第三項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条を第二十六条とする。

第十七条の十一中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「第十七条の五」を「第十九条」に、「認定に」を「認証に」に、「認定の」を「認証の」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条の十中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「第十七条の二第一項各号」を「第十六条第一項各号」に、「適合しなくなつた」を「適合しなくなった」に改め、同条を第二十四条とする。

第十七条の九第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「よつては」を「よっては」に、「であつて」を「であって」に改め、同条第二項中「被認定事業者」を「被認証事業者」に、「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、同項第一号及び第三号中「もつて」を「もって」に改め、同項第四号中「であつて」を「であって」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七条の八第一項中「登録認定機関は、認定」を「登録認証機関は、認証」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改め、同条を第二十二条とする。

第十七条の七第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「認定」を「認証」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条の六第一項中「登録認定機関は、認定」を「登録認証機関は、認証」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条の五の見出し中「認定」を「認証」に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「、認定」を「、認証」に改め、同条第二項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定」を「認証」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条第三項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定を」を「認証を」に、「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、同条を第十九条とする。